

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
災害救護用ノート PC Let's note CF-FV5GDMCR 6台	日本赤十字社京都府支部 事業推進課 京都市上京区下立売通油小路西入東橋詰町178	令和7年8月21日	株式会社ヤマダデンキ京都吉祥院営業所 京都府京都市南区吉祥院大河原町27	1,688,280円	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項に掲げられる「予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき」に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第5項の規定による)  メーカーの製造が終了したモデルであり、他社では希望台数の購入が不可のため	
支部直接扱いダイレクトメール発送業務	日本赤十字社京都府支部 組織振興課 京都市上京区下立売通油小路西入東橋詰町178	令和7年8月21日	ダイオーミウラ株式会社 大阪市西区鞠本町1-4-2	1,013,612円	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項に掲げられる「予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき」に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第5項の規定による)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。